

防整技第19698号

30. 12. 21

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長 殿
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

平成30年度補正予算に係る建設工事標準図等活用発注（簡易型）
指針について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、各地方防衛局総務部長

平成30年度補正予算に係る建設工事標準図等活用発注（簡易型）指針

第1 総 則

1 目 的

本指針は、平成30年度補正予算により短期・集中的に施設整備工事を発注する必要があることから「標準図等活用発注要領について（通知）（防整技第7180号。28. 3. 31）」第10の規定に基づき、要求機関から提示された簡易な資料等（以下「要望資料等」という。）を活用し、建築工事、土木工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事を発注するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

本指針は、平成30年度補正予算により短期・集中的に行う施設整備工事において、要望資料等を活用した建築工事、土木工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事を発注する場合に適用する。

3 発注方式

入札説明書に添付する図面に代え、施設の概要を記述した図書及び数量表により発注する工事で、契約締結後、設計図書（「設計図書」とは、第2の2による。）に明示した現場条件、部隊要望及び要求性能等を基に、調査並びに法手続き等に必要な図面、施工に必要な詳細図及び数量調査（以下「詳細図等」という。）の作成を受注者にさせ、発注者の承認を得て工事に着手する方式とする。

第2 一般

1 工事の着手及び工期

工事目的物の直接的な工事着手は、詳細図等の承認、受注者との協議及び支出負担行為担当官へ工事内容変更報告を了した後とする。

工事着手にあたっては、受注者に別記様式第4号による「工事着手届出書」を提出させて工事着手させるものとする。

ただし、工期の関係から工事の一部について先行して施工を行う必要がある場合は、発注者と受注者で協議を行い、協議が整った工事について着手するものとし、「工事着手届出書」に代わる別記様式第5号による「工事着手願書」を提出し支出負担行為担当官の承諾を得るものとする。

契約上の工期は、調査及び詳細図等の作成に要する期間を含めて設定する。ただし、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の積算上の工期（T）は、調査及び詳細図等の作成に要する期間を除いて設定する。

また、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の現場説明書には、工事着手時期と共通費の算定に用いる工期（T）を明記する。

2 工事の発注

工事発注にあたっての「設計図書」は、以下のとおりとする。

- （1）工事特記仕様書
- （2）要望資料等
- （3）性能要求事項等（必要に応じ添付）
- （4）数量表（別紙明細による軽微なもの及び任意仮設に係わるものを含む）

(5) 調査及び詳細図等作成業務仕様書

3 数量表の作成

【土木工事以外の工事】

過去の類似工事内訳書を基に種目別内訳書、科目別内訳書及び細目別内訳書の書式にて数量表を作成するものとする。

なお、設定する項目は簡易に積算できるもの及び物価資料に掲載されている資材等を原則とする。

また、必要に応じて数量表へ仕様を明記する。

【土木工事】

要望資料等を基に作成した設計図書により、工事種目別及び工事項目に数量表を作成するものとする。

なお、設定する項目は簡易に積算できるもの及び物価資料に掲載されている資材等を原則とする。

また、必要に応じて数量表へ仕様を明記する。

4 工事費（積算価格）の精算

工事費（積算価格）については、調査及び詳細図等の承認後、速やかに工事内容、工事項目（調査及び詳細図等作成業務を含む）等について精査し、変更の手続きを行うものとする。

精算を行うにあたっては、本指針第5により行うものとする。

5 調査及び詳細図等の業務実績の登録

調査及び詳細図等作成の業務を1次下請けとして測量又は建設コンサルタント会社等が請け負った場合、業務実績について、パブディス(PUBDIS)又はテクリス(TECRIS)への登録は、地方防衛局等が発注したものと同等の取扱いとし登録できるものとする。

6 工事特記仕様書並びに調査及び詳細図等作成業務仕様書への記載

(1) 工事特記仕様書は、調査及び詳細図等作成業務の仕様と提出期限のほかに次の事項を明記する。

なお、(8)については、必要に応じて明記することとする。

《工事特記仕様書》記載事項

(1) 本工事は、入札説明書に添付する図面に代え、施設の概要を記述した図書及び数量表により発注する工事である。

契約締結後、部隊（施設の要求元）から提示される要望書、工事特記仕様書及び現場説明書等を基に、調査並びに法手続き等に必要な図面、施工に必要な詳細図及び数量調書（以下「詳細図等」という。）の作成を受注者が行い、発注者の承認を得て着手する工事である。

(2) 本工事は、配付された施設の概要を記述した図書から数量積算を行わず、あくまでも数量表に記載した数量及び仕様により工事費を、調査及び詳細図等作成業務仕様書により調査費及び詳細図等作成費の算出を行う。

なお、本工事における積算方法は、当省が公表している積算基準類等により算出している。

- (3) 調査及び詳細図等の作成者は、防衛省の「測量・建設コンサルタント等競争参加資格」の業務区分の「○建築、○土木、○電気、○機械、○電気通信」の有資格者名簿に登録されている者（以下、「建設コンサルタント等」という。）であることとする。

なお、受注者は、調査及び詳細図等作成業務を第三者（建設コンサルタント等（総合工事等にあつては主たる業務））に請負わせる場合は、あらかじめ、別記様式第1号による「下請負人通知書」により発注者に通知する。

- (4) 調査及び詳細図等作成業務に係る協議を行う場合は、受注者に臨席を求めるが、現場代理人又は監理技術者等に限定するものではない。

- (5) 計画通知等の関係法令の手続きは、受注者が行う。

- (6) 詳細図等の承認後、速やかに工事内容、工事項目（調査及び詳細図等作成業務を含む。）及び工事費について変更の手続きを行う。

- (7) 工事費の設計変更を行うにあたり、新たな工種等を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における設計変更時の単価及び価格は、「見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（通知）防整技第7398号（28. 4. 1）」に準じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとする。

【建築工事】

- (8) 受注者は、「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」による通知後、計画通知書提出等に係る添付図書の作成、関連する別途工事の受注者との調整、提出に必要な図書の取り纏め及び計画通知等の関係法令の手続きを詳細図等の作成者に委託する。

【建築工事以外の工事】

- (8) 受注者は、「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」による通知後、計画通知書提出等に係る添付図書の作成、建築工事の受注者との調整及び計画通知等の関係法令の手続きを詳細図等の作成者に委託する。

- (9) 工事目的物の直接的な工事着手は、詳細図等の承認及び発注者と受注者との協議が了した後とする。

工事着手にあたっては、受注者は別記様式第4号による「工事着手届出書」を提出し工事に着手するものとする。

ただし、工期の関係から工事の一部について先行して施工を行う必要がある場合は、発注者と受注者で協議を行い、協議が整った工事について着手するものとし、「工事着手届出書」に代わる別記様式第5号による「工事着手願書」を提出し、支出負担行為担当官の承諾を得るものとする。

- (10) 現場代理人の常駐については、建設工事請負契約書第10条第3

の規定に基づき、「調査及び詳細図等作成に要する期間」は、現場への常駐を要しないものとする。

(1 1) 監理技術者等の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 平成 28 年 12 月 19 日国土建第 349 号）（以下、「運用マニュアル」という。）のとおりとし、「調査及び詳細図等作成に要する期間」は、専任を要しないものとする。

(1 2) 現場代理人及び監理技術者等の途中交代については、運用マニュアルに基づくほか、社会的な技術者不足に配慮し、技術者のより円滑な運用を図る観点から、次の場合においては交代を認めるものとする。

①受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長することにより監理技術者等の途中交代が生じる場合は、工事の継続性の観点から、交代の前後において品質確保に必要な監理技術者等の技術力を確保しつつ、競争参加資格として求めた配置予定技術者の経験（実績）について緩和することができるものとする。

②受注者の責によらない理由により、調査及び詳細図等作成業務に係る期間が大幅に延期され、工事着手が遅延する場合は、工事の品質確保に必要な監理技術者等の技術力を確保しつつ、競争参加資格として求めた配置予定技術者の経験（実績）について緩和することができるものとする。

(2) 調査及び詳細図等作成業務仕様書に追加記載する事項

《調査及び詳細図等作成業務仕様書》記載事項

(1) 本仕様書に基づく、調査及び詳細図等作成に要する費用は、入札時の工事内訳書の共通仮設費に計上するものとする。

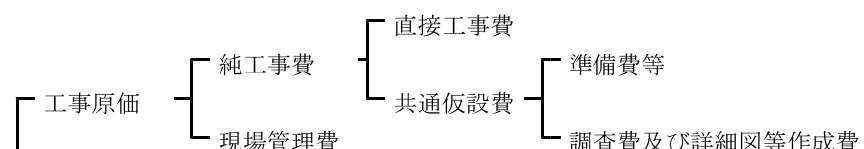
なお、本費用は工事費の積算にあたり、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。

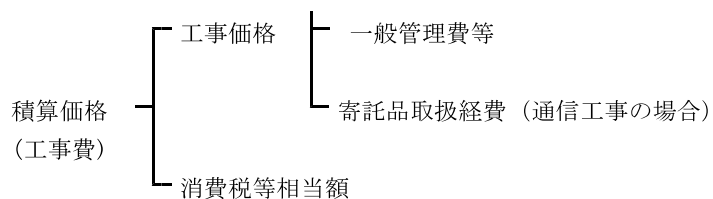
(2) 調査及び詳細図等作成の業務を 1 次下請けとして測量又は建設コンサルタント会社等が請け負った場合、業務実績について、パブディス (PUBDIS) 又はテクリス (TECRIS) への登録は、地方防衛局等が発注したものと同等の取扱いとし登録できるものとする。

第 3 積算価格の構成並びに積算価格、調査費及び詳細図等作成費の算定

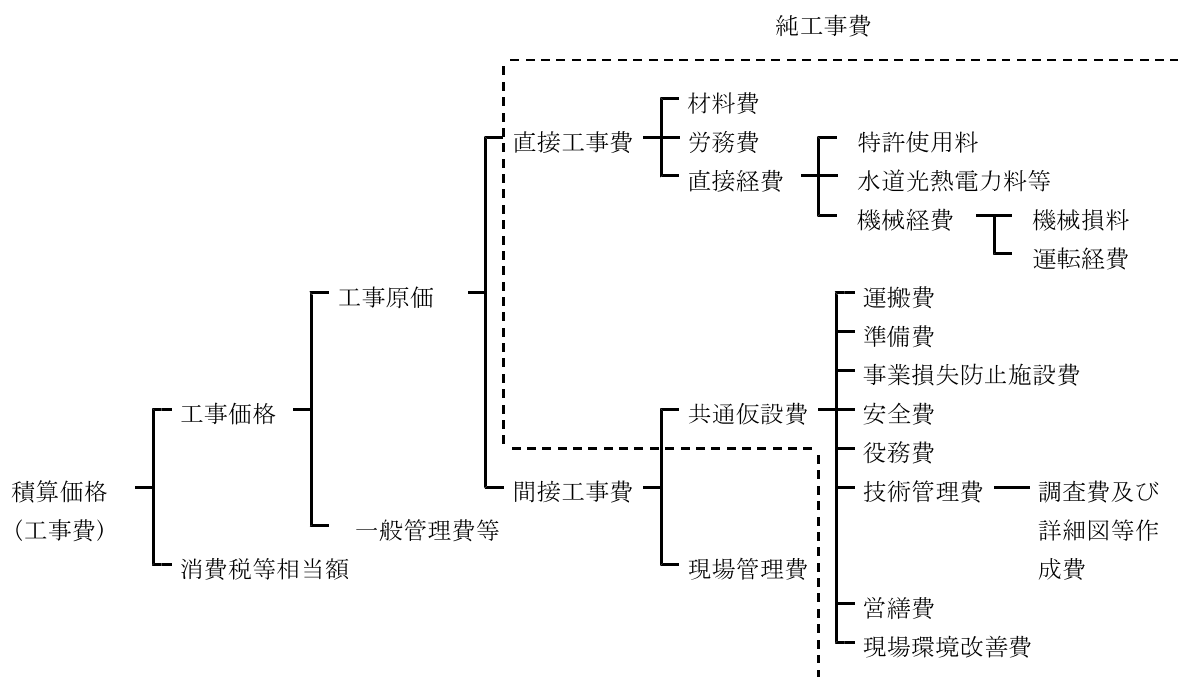
1 積算価格の構成

【土木工事以外の工事】





【土木工事】



2 積算価格等の算定

(1) 積算価格は、整備計画局長及び施設技術管理官が定めた積算基準及び積算要領等に基づき算出するものとする。

(2) 直接工事費の積算

ア 数量表の数量に基づき、材料価格等は積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格とする。

イ 標準的な規格以外の特別な製品については、製造者の見積価格を採用する。この場合は、入札参加者が積算できるよう設計図書に仕様及び概要図等を明記する。

(3) 調査及び詳細図等作成費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事にあつては「共通仮設費」に、土木工事にあつては、「技術管理費」に「調査費及び詳細図等作成費」として計上する。

3 調査費の算定

調査費は「測量・土質調査等業務委託積算価格算定要領等について(通知)(防整技第7172号。28. 3. 31)」によるものとし、消費税

等相当額を含まないものとする。

4 詳細図等作成費の算定

詳細図等作成費は「建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（通知）（防整技第7171号。28.3.31）」等によるものとし、消費税等相当額を含まないものとする。

5 現場管理費等の算定

現場管理費及び一般管理費等の算定に当たって「調査費及び詳細図等作成費」は、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。

第4 調査及び詳細図等の作成

1 詳細図等の作成

詳細図等の作成は、工事監督官等の指示に基づき、整備計画局長及び施設技術管理官が定めた設計基準及び設計要領等の定めによるほか、本指針の定めるところにより行う。

2 下請負人の通知等

受注者が、調査及び詳細図等の作成を第三者に請け負わせる場合は、防衛省の「測量・建設コンサルタント等競争参加資格」において本工事に求める業務区分の有資格者名簿に登録されている者（以下、「建設コンサルタント等」という。）とし、別記様式第1号による「下請負人通知書」により通知させるものとする。

なお、業務の作業過程において協議を行う場合は、受注者に臨席を求めるが、臨席者は現場代理人又は監理技術者等に限定するものではない。

3 調査及び詳細図等の承認

調査及び詳細図等の作成が完了した時は、受注者に別記様式第2号による「調査・詳細図・数量調書等承認願書」を提出させ、承認を得た後、別記様式第3号による「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」により受注者に通知するものとする。

4 法手続きの委託について

【建築工事】

受注者に対して「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」による通知を行った後、計画通知書提出等に係る添付図書の作成、関連する別途工事の受注者との調整、提出に必要な図書の取り纏め及び計画通知等の関係法令の手続きを詳細図等の作成者に行わせるものとする。

【建築工事以外の工事】

受注者に対して「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」による通知を行った後、計画通知書提出等に係る添付図書の作成、建築工事の受注者との調整及び計画通知等の関係法令の手続きを詳細図等の作成者に行わせるものとする。

第5 設計変更

設計変更時の積算は、本指針第3に準じるほか、以下のとおり行うも

のとする。

1 材料等の価格等

設計変更時の単価及び価格は、原則として原契約のものとし、新規項目については、設計変更時の最新の現場渡し価格とする。また、単価及び価格は、消費税等相当額を含まないものとする。

2 工事費の設計変更における見積価格の採用について

工事費の設計変更を行うにあたり、新たな工種等を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における設計変更時の単価及び価格は、「見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（通知）防整技第7398号（28.4.1）」に準じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとする。

第6 特例

本指針により難しい場合は、整備計画局施設技術管理官と調整の上、実施するものとする。

統括工事監督官 総括主任工事監督官	主任工事 監 督 官	工 事 監 督 官

年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇 〇〇 殿

受注者

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

下 請 負 人 通 知 書

〇〇(△△)〇〇〇〇新設〇〇工事の標記について、建設工事請負契約書第7条に基づき下記のとおり通知します

記

工事課目	会社名	住 所	電話・FAX	業者認可番号	工事現場 担当責任者

様式第 2 号（第 4 第 3 項関係）

統 括 工 事 監 督 官 総括主任工事監督官	主任工事 監 督 官	工 事 監 督 官

調査・詳細図・数量調書等承認願書

工事名

別添資料のとおり調査・詳細図の作成・数量調書の作成が完了したので、承認をお願いします。

年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇 〇〇 殿

受注者

住 所

会 社 名

代表者氏名

様式第 3 号（第 4 第 3 項関係）

調査・詳細図・数量調書等承認通知書

工事名

年 月 日付で承認願いのあった調査・詳細図・数量調書を承認したので、通知します。

年 月 日

受注者

住 所

会 社 名

代表者氏名

殿

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇

〇〇

統括工事監督官 総括主任工事監督官	主任工事 監督官	工事監督官

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

次の工事の詳細図等の承認及び発注者との協議を了し工事に着手するので、工事特記仕様書の規定により提出します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
工事着手年月日	年 月 日

統括工事監督官 総括主任工事監督官	主任工事 監督官	工事監督官

工 事 着 手 願 書

年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者
住 所
会 社 名
代表者氏名
印

次のとおり工事に着手するので、工事特記仕様書の規定により承諾願います。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
工事着手年月日	年 月 日
工事着手条件	(例) 協議を了した工事の一部について着手する。協議を了した工事の一部は、添付図面のとおりとする。(又は添付する別紙のとおりとする。)

工 事 着 手 承 諾 書

年 月 日

受注者
住 所
会 社 名
代表者氏名 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

年 月 日で承諾願いのあった工事について、次のとおり工事に着手することを承諾する。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
工事着手年月日	年 月 日
工事着手条件	(例) 工事着手は、協議を了した工事の一部について実施するものとする。